



龍ヶ崎市公告第115号

龍ヶ崎市立図書館情報管理システム利用契約に係る公募型企画提案の手続開始について

このことについて次のとおり参加申込及び企画提案を募集する。

令和5年9月21日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1 業務名

龍ヶ崎市立図書館情報管理システム利用契約

2 業務概要

本業務は、現在、本市立図書館で導入している図書館情報管理システムの契約満了に伴い、より利便性とセキュリティの高いシステム再構築を目指し、市民サービスを向上していくことを目的とする。

3 履行期間

契約の日から令和11年6月30日までとする。

(1) 構築期間 契約の日から令和6年6月30日まで

ただし、本稼働前に試行期間として、1カ月間を設けるものとする。

(2) 利用期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

4 参加要件

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件全てを満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 令和元年度～令和5年度に公共図書館情報管理システム利用業務を国、都道府県又は市区町村から受託し、誠実に履行した実績があること。（受託中の業務を含む）

(3) 本業務を履行するための総括責任者を配置すること。

(4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(5) 提案募集の日から参加申込書の受付締め切りの日までの間において、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程に基づく指名停止期間中若しくは龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

ア 国税（法人税、消費税及び地方消費税）

イ 県税（茨城県が課税する全項目）

ウ 市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）



参加申込、提出期限及び提出先等の諸手続きについては、「龍ヶ崎市立図書館情報管理システム利用契約に係る公募型企画提案募集要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市教育委員会文化・生涯学習課文化学習推進グループ（担当：清水 徳安）

〒301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地

電話 0297-64-1111（内線 228）

メールアドレス syougai@city.ryugasaki.lg.jp